

## 第5回 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 議事要旨

1. 日 時：令和3年3月22日（月） 16:00～18:01

2. 場 所：ウェブ会議を利用したオンライン開催

3. 議 題：

- ・ 意見交換

4. 出席者：

(委員)

高座長、柿崎座長代理、小川委員、後藤委員、五味委員、田中委員、土田委員、林委員、春田委員、松浦委員

(消費者庁)

伊藤長官、坂田審議官、黒木消費者制度課長、神田企画官、中野政策企画専門官、蜂須政策企画専門官、戸塚課長補佐

(オブザーバー)

全国市長会、全国町村会

5. 議事概要

(1) 資料の説明

事務局から公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書(案)について説明を行った。

(2) 意見交換

各委員間での意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

**【はじめにについて】**

<報告書や指針の趣旨について>

- ・ 「はじめに」の「消費者を含む国民の利益を確保することが期待された」という表現は「確保することが求められている」などと修正した方がよいと考える。
- ・ 「はじめに」に、改正法の成立により公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）の定めや内部公益通報対応体制が事業者に求められることとなった旨が記載されているが、刑事罰付きの守秘義務が法制化されたことも大きな改正事項であり、報告書に記載した方がよいのではないか。

- ・ 「はじめに」の最終段落において公益通報者の保護や公益通報を通じた法令遵守の取組が一層進展することを期待したいとあるが、SDGsの観点から、社会の持続可能性に資するといった記載が必要ではないか。
- ・ 従業員300人以下の中小企業については体制整備が努力義務になっているが、中には自らの企業価値を高めたい企業や、取引先からの要請で体制整備を行う企業が多数あると考えている。報告書の注4にも記載のとおり、中小企業が指針に沿った対応ができるよう、消費者庁には具体的なイメージができる解説やマニュアル、規程例等の整備をお願いしたい。
- ・ 現在の指針案は、新法第11条第2項関係として「内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置」を記載して、その後新法第11条第1項関係として「公益通報対応業務従事者の定め」について記載されている。条文の順番と逆になっていることから、この点について、例えばP.4の下から2段目の段落の最後の注釈などに、内部公益通報体制整備義務の内容を前提にした上で従事者について説明した方が分かりやすいため、第1と第2の大項目の順番を条文と逆にして記載の方がよいのではないか。
- ・ 注1の「民間事業者向けガイドラインは推奨事項を示すものであり、その実施は任意であったが」までの文章は不要ではないか。
- ・ 注1の「常時使用する労働者数が300人以下の事業者」、注4の「中小事業者」、P.7の「小規模な事業者」は同じ意味を指しているのであれば、統一する方がよいと考える。

#### 【内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置について】

##### <内部公益通報受付窓口の設置等について>

- ・ P.5の注6が「部門横断的に受け付ける」という文言を説明していることから、P.5の本文も注釈に合わせて「内部公益通報を部門横断的に受け付ける窓口」という表現にした方がよいと考える。
- ・ P.6の三つ目の●の「人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することは指針に反しないが」とあるが、「指針に反しない」という表現は疑問がある。第4回検討会での報告書案の書き方がよかったのではないか。
- ・ P.6やP.8など報告書全体として「事業者外」と「事業者外部」という表現が出てくるので、統一が必要ではないか。
- ・ 注11においてグループで共通の内部公益通報受付窓口を設けた場合の責任者について言及されているが、子会社における責任者のことを指しているのか分かりにくいので、記載を見直した方がよいと考える。

##### <組織の長その他幹部からの独立性を確保する措置について>

- ・ P.7の三つ目の●は、独立性を確保するよう努めるべきであるという文章の方がよいのではないか。
- ・ 報告書に記載されている「組織の長その他幹部」と指針に定義されている「役員」の

関係がよく分からない。その他幹部は役員なのか、執行役員やそれ以上の幹部も含まれるのか分からないので、明確に定義をしておいた方がよいのではないか。

<公益通報対応業務における利益相反の排除について>

- ・ P.9の利益相反の排除について、「事案に関係する者」の具体的範囲は、内部規程において明記しておくことが望ましいという表現になっているが、利益相反の範囲は事案によって異なるため、内部規程において具体的に例示しておくことが望ましいとする方がよい。
- ・ P.9の五つ目の●について、「事案に関係する者」であっても、その問題を公正性が確保できる部署のモニタリングを受けながら対応すれば、関与させない措置をとったと言えるという表現は改めた方がよいのではないか。
- ・ 顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合、利益相反が発生することは明らかであり、基本的には避けるべきと考える。仮に顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、当該窓口の弁護士は企業の顧問弁護士であることを告知する、トラブルになったときにどのような対応をするのか、あらかじめ事業者との間で覚書を交わしておくなどの手段を講じておかないとトラブルになりかねないとする。

【公益通報者を保護する体制の整備について】

<不利益な取扱いを防止する体制の整備について>

- ・ P.10の2. (1)に「通報対象事実を知ったとしても、公益通報を理由とした」と記載されているが、「通報対象事実を知り、公益通報を行うことにより」と修正する方がよいのではないか。
- ・ 報告書の全体にわたって「公益通報者」という文言があることから、その定義は報告書の冒頭に記載し、P.10の注16は「公益通報者」ではなく「公益通報者を保護する体制の整備」の注釈とする方がよいのではないか。
- ・ 指針案には「労働者及び役員等」の定義が記載されていることから、報告書のP.10にも同様に定義を記載した方がよいのではないか。
- ・ P.11の一つ目の●は、「不利益な取扱いを防ぐための措置として、」の後を「内部公益通報受付窓口において不利益な取扱いに関する相談を受け付け、それを労働者及び役員に対して教育・周知する必要がある」と修文する方がよいのではないか。

【内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置について】

<労働者及び役員並びに退職者に対する教育・周知について>

- ・ P.12の3. (1)の1行目の「内部公益通報を行うことが期待される」という表現については修正する方がよいのではないか。
- ・ 従事者に対する教育については、定期的に教育を実施する旨を追記する方がよいのではないか。

- ・ P. 14の最後の●は、他の項目との平仄から、「不利益な取扱いに関する質問・相談は内部公益通報受付窓口において対応することが望ましいが、窓口以外でも対応が可能」という語順に修正した方がよいのではないか。

#### <是正措置等の通知について>

- ・ 通報対応の実務においては、まず通報を受け付けた段階で、通報者は無視されているかもしれないと思うため、調査を行うという意思表示をするために通知を行う。是正措置が終わった後の通知に関しては、どのような情報を通報者に伝えるべきなのか検討する必要がある。そのため、通知のタイミングについて「遅滞なく」という表現が馴染まない場面もあることから、修正した方がよいのではないか。
- ・ P. 15の三つ目の●で内部公益通報受付窓口の担当者以外の者（いわゆる上司等）と記載されているが、いわゆる上司等についても、窓口と同様に、遅滞なく通知をしなければならないと読める。努力義務であれば、そのとおりだと思う。しかし、内部公益通報受付窓口を経由しない公益通報については、事業者において漏れなく集約的に把握していることを前提にするのは現実的でない。よって、義務となってしまうと、その義務を果たせないおそれがある。そのため、受け付けた者が窓口であれば義務とし、上司等であれば努力義務とするなど、記載を分ける必要があるのではないか。

#### <記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者及び役員への開示について>

- ・ P. 16において内部公益通報に関する運用実績を開示しなければならないとされているが、内部公益通報が少ない企業も想定されることから、「開示しなければならない」とすると実態にそぐわない場合が出てくると考える。一件も受付が無い場合に「開示しなければならない」とされても事業者は困惑すると考えられるし、一件しか受付がないなどの場合には件数開示の是非が問題となりうる。よって「開示しなければならない」という表現は検討が必要ではないか。

### 【公益通報対応業務従事者の定めについて】

#### <従事者として定めなければならない者の範囲について>

- ・ P. 17の内部公益通報を「促す」という表現が、通報対象事実が生じていることありきの表現になっているように感じたため、表現を見直した方がよいと考える。
- ・ P. 17の注26について、改正法によって新しい義務が事業者に課されたため、内部統制システムの整備という観点から、指針の定めを遵守しているか内部監査を通じて的確な運営がなされているかを確認していく必要が出てくる。適切な通報者情報の秘匿が行われているか、実効性をもって監査するという観点から、公益通報者を特定させる事項が内部監査の担当者に知られてもやむを得ない場面が想定される。この点も新法第12条の正当な理由がある場合に該当する旨を報告書に加えるべきではないか。
- ・ P. 18の一つ目の●の「法令遵守を担当する部門」という表現では、どの部署に内部公

益通報受付窓口を設置すべきか絞り切れないことから、表現を変えた方がよいのではないか。

- 実際の運用段階ではP. 18の注27にあるように、少なくとも管理職以上の職員については、従事者として定めるかどうかは別にして、公益通報を受けた段階で守秘義務が発生し、範囲外共有を防止する必要があることを徹底させる必要があると考える。これを徹底させるためには、消費者庁において教育や広報ツールを作成する必要があると考える。
- P. 18の●は、いずれも必要が生じた都度定める従事者について記載されているが、まずはコンプライアンス部門や総務部門、管理部門などの内部公益通報受付窓口となる部門の職員が従事者となり得るという前提を記載すべきではないか。これらの部門以外の職員を、その都度従事者として定める必要がある場合についての記載は、その後での記載としないと内部公益通報受付窓口の担当者も含めて公益通報を受け付けるたびに従事者を設置すればよいという誤解をしてしまうのではないか。また、上記の前提を記載した上で、P. 18の一つ目と二つ目の●を入れ替えた方がよいのではないか。
- P. 18の二つ目の●に「内部公益通報受付窓口において受け付ける」や「内部公益通報に関して」という文言が複数回出てきているが、公益通報対応業務を行う者ということはあるため、省略してもよいのではないか。
- 注29と注30の「公益通報」は、「内部公益通報」の方が適切ではないか。
- P. 19の一つ目の●に従事者として定めるべき対象に該当しないという例外的な文章が記載されているが、公益通報の内容を伝えられたにすぎないという表現は、あたかも当たり前のような表現になっていることから、伝達せざるを得ない場合や、やむを得ずこういうケースになった場合といった文章にし、例外的であることを説明した方がよい。
- P. 19の一つ目の●について、ヒアリング等は新法第12条の正当な理由の一つと整理することも考えられるのではないか。
- P. 19の一つ目の●に社内調査等におけるヒアリングの対象者、職場環境を改善する措置に職場内において参加する労働者などについて記載されているが、あまりに具体的な表現であることから、注釈に記載するか、表現を見直した方がよいのではないか。
- P. 19の一つ目の●の主體的に受付、調査、是正といった業務を行っていない者の説明が注釈に移ると、ハラスメント等の事案を念頭に考えたときに不安が残るので本文中に記載を残していただきたいが、全体のバランスの中でそうせざるを得ないという判断であればお任せする。
- 内部監査同様、内部統制システムの整備という観点からは、従事者が人事異動等する場合、OJT等によって新しい担当者にノウハウを伝承していかなければいけないことが想定される。そのため、必要不可欠な範囲においてなどという形で、一定の限定をつけ、このようなケースも新法第12条の正当な理由に含まれると読めるように手当した方がよいのではないか。
- 注31は、都度指定される従事者の説明をしており、注31だけを読んでもその旨が理解できるよう前提を書いたほうがよい。

- ・ 業務の合理化が進んだ製造業では、ごく少人数の部署が、消費者に大きな影響を及ぼし得る工程を担っているケースがある。例えば、こういったケースにおいて製品の検査データの改ざんが行われた場合、誰が通報したのかは分かってしまうことになる。典型的には、管理者一名・担当者一名で構成される職場で、管理者がデータを改ざんし、それを担当者が通報するケースが該当する。この場合、消費者への影響を極小化するためには、短期間に多人数を動員して調査や再検査が必要になるが、調査等に協力した職員には誰が通報したのか分かってしまうと考えられる。このようなケースで、当該調査等に協力した職員は、主体的に公益通報対応業務を行っているものではないのであるから、今回の報告書案の記述に沿えば、従事者として定める必要はないと整理できるものと理解した。

#### <従事者を定める方法について>

- ・ 誰が守秘義務を負っていて公益通報者が誰なのかを知っているのか把握するため、従事者間で誰が従事者なのか共有しておくことが必要と考える。
- ・ 公益通報者が誰かということをどの範囲に伝達したのかを確認しておく必要があり、情報共有の範囲を明確にしておく必要があると考える。

#### 【その他】

##### <2号通報の充実について>

- ・ 中小企業、特に小規模な企業において公益通報を実質的に機能させるためには、1号通報も重要ではあるが、2号通報に頼るところが非常に大きいため、引き続き、行政機関における通報体制整備をお願いしたい。

以上